

平成29年1月10日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年1月10日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらいたい旨主張しているが、当該不開示の判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第70期司法修習予定者の実務修習希望地調査表

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年11月7日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 実務修習希望地調査表（以下「調査表」という。）は、司法修習生採用選考申込者について、各実務修習地ごとに、当該修習地を希望した者の数及びその希望順位ごとの人数を把握できる一覧表である。

本件申出に係る第70期司法修習生採用選考申込者に関する調査表は、作成

しておらず、又は取得していない。

イ なお、第69期までは、司法修習生の実務修習地を決定する際の参考資料として利用する場合もあるため、調査表を作成していた。

しかし、実務修習地の決定作業の事務処理の見直しを検討したところ、調査表の実際の利用状況を踏まえて、事務の合理化の観点から、第70期司法修習採用選考申込者に関する調査表は作成しないこととした。

ウ よって、原判断は相当である。